

湯河原町知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年 3 月 29 日

湯河原町長

富田 亨宏

湯河原町規則第 8 号

湯河原町知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

湯河原町知的障害者福祉法施行細則（平成15年湯河原町規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「施行規則第39条の規定による職親になることを希望する場合は」を「施行規則第1条の規定による申出は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。